

道路占用料徴収条例 別表(第2条関係)

	種別	単位	旧単価	新単価	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	440	510	
	第二種電柱		680	790	
	第三種電柱		920	1,100	
	第一種電話柱		400	460	
	第二種電話柱		630	730	
	第三種電話柱		870	1,000	
	その他の柱類		40	46	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4	5	
	地下に設ける電線その他の線類		2	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	450	
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	240	270	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790	910	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330	380	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,700	1,900	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	790	910	
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	17	19	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		24	27	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		36	41	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		47	55	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		71	82	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		95	110	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		170	190	
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		240	270	
	外径が1.0m以上のもの		470	550	
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設			790	910	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路	占有面積1㎡につき1年	870	930	
	地下に設ける通路		520	560	
	その他のもの		790	910	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	17	19	
	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	170	190	
道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。この表において「令」という。)第七条第一号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	170	190
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,700	1,900
	標識		1本につき1年	630	730
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17	19
		その他のもの	1本につき1月	170	190
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	17	19
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	170	190
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700	1,900	
	その他のもの		870	930	

令第七条第二号に掲げる工作物			790	910
令第七条第三号に掲げる施設	占有面積1㎡につき1年	Aに○・○三四を乗じて得た額		Aに○・○三三を乗じて得た額
令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	占有面積1㎡につき1月		170	190
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設			79	91
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに○・○一七を乗じて得た額		Aに○・○一六を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに○・○二四を乗じて得た額		Aに○・○二三を乗じて得た額
	その他のもの	Aに○・○三四を乗じて得た額		Aに○・○三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	占有面積1㎡につき1年	Aに○・○三四を乗じて得た額		Aに○・○三三を乗じて得た額

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。